

○広島県債権管理事務取扱規則

昭和三十七年八月一日規則第六十八号

広島県債権管理事務取扱規則をここに公布する。

広島県債権管理事務取扱規則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、債権の内容の変更、免除等に関する一般的な基準を定めるものとする。

2 債権の管理に関する事務の処理については、別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和三十九年規則二六号〕

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利をいう。

二 課 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号。以下「組織規則」という。)第四条、第五条及び第十七条に規定する課、広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号。以下「教委組織規則」という。)第五条に規定する課並びに広島県警察本部をいう。

三 地方機関 組織規則第二条第三項の地方機関(組織規則第二条第三項第二号に掲げる機関を除く。)、教委組織規則第十条第一項の規定により置かれる教育事務所、教委組織規則第二条第五項に規定する県立学校、教委組織規則第二条第六項に規定する学校以外の教育機関及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十三号)第二条に規定する警察署をいう。

四 営業日 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項に規定する銀行の休日以外の日をいう。

一部改正〔昭和三十九年規則二六号・四二年三九号・四八年二六号・四九年六〇号・五一年二二二号・平成一〇年二八号・一二年三八号・一三年三四号・二〇年二五号・二三年一八号・二四年三二二号・二五年五八号〕

(適用除外)

第三条 この規則は、次に掲げる債権については、適用しない。

一 国税又は地方税の滞納処分等の例により処分することができる債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)

四 預金又は預託金に係る債権

五 信用保証協会に対する貸付金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

一部改正〔昭和三十九年規則二六号・平成二五年五八号〕

第二章 債権の管理機関

(管理事務の総括)

第四条 債権の管理に関する事務は、総務局財政課において総括する。

2 総務局財政課の長(以下「財政課長」という。)は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、課又は地方機関の長に対して、その管理に属する債権の内容及びその債権の管理に関する事務の処理状況に関する報告又は必要な措置を求めることができる。

一部改正〔平成一二年規則三八号・一三年三四号・一八年二三号・二〇年二五号・二三年一八号〕

(債権管理機関)

第五条 債権の管理に関する事務は、当該債権に係る事務又は事業を所掌する課又は地方機関(以下「債権管理機関」という。)において処理するものとする。

一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年二五号〕

(債権管理簿の備付等)

第六条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権の管理の状況を明らかにするため、別記様式第一号による債権管理簿を備え、これに当該債権に係る次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。ただし、電子計算組織により管理する債権については、この様式によらないことができる。

一 債務者の住所及び氏名又は名称

二 債権の種類

三 債権金額

四 履行期限その他履行方法に関する事項

五 利率その他利息に関する事項

六 債権の履行の状況に関する事項

七 延滞違約金(履行遅滞に係る損害賠償金をいう。以下同じ。)に関する事項

八 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項

九 債務者の資産又は業務の状況に関する事項

十 解除条件に関する事項

十一 その他債権を管理するために必要な事項

2 前項の規定により債権管理簿に記載する債権は、次の各号に掲げる債権とし、当該債権につき債権管理簿に記載するときは、当該各号に定めるときとする。

一 財産の貸付料及び貸付金(利息を含む。)に係る債権 その発生の原因となる契約その他の行為をしたとき。

二 売買代金に係る債権でその発生の原因となる契約でその履行につき割賦の方法によることとなつているもの又は事実上若しくはその後の契約で分割して履行することとなつたもの 当該契約をしたとき、又は当該分割して履行することとなつたとき。

三 前号以外の債権でその発生した日の属する県の会計年度内にその金額が履行されなかつたもの 当該会計年度を経過したとき。

3 債権管理機関の長は、前二項の規定により債権管理簿の記載をしようとするときは、当該記載事項につき調査確認しなければならない。

一部改正〔昭和四六年規則四五号〕

第三章 債権の管理の準則

(履行の請求)

第七条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権が発生し、又は県に帰属したときは、遅滞なく、債務者に対し履行を請求するため必要な手続をとらなければならない。ただし、履行期限の定のある債権にあつては、当該履行期限十営業日前までに、その手続をとらなければならない。

一部改正〔平成二五年規則五八号〕

(督促手続)

第八条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、その全部又は一部が履行期限を経過しても、なお、履行されていない場合は、債務者に対して広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第二十一条の規定の例により督促の手続をとらなければならない。

一部改正〔昭和三十九年規則二六号・四六年四五号・平成二五年五八号〕

(弁済充当の順序)

第八条の二 債権管理機関の長は、必要があると認めるときは、法令又は契約等に特別の定めがあるものを除き、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞違約金又は一定の期間に応じて付する加算金(以下「延滞違約金等」という。)の金額の合計額に足りないうときは、債務者との合意により、その納付された金額をまず当該債権に充当し、次いで延滞違約金等に充当することができる。

追加〔平成二五年規則五八号〕

(強制履行等)

第九条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第八条の規定により督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、次に掲げる必要な手続をしなければならない。ただし、第十七条第一項の措置をとる場合、第十八条第一項の規定により履行期限を延長する場合その他強制履行等をさせることが不当と認められる場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して、履行の請求をする手続をとること。
 - 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
 - 三 前二号に該当しない債権(一号に該当する債権で、同号の措置をとつてもなお履行されていないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行の請求をする手続をとること。
- 2 債権管理機関の長は、前項各号に掲げる手続をとろうとするときは、次に掲げる事項のうち、必要なものを具して、知事の決裁を受けなければならない。
- 一 強制履行等を必要とする理由及びその内容
 - 二 債権金額及び債権の種類
 - 三 履行期限
 - 四 債権が発生し、又は県に帰属した年月日
 - 五 債務者及び保証人の住所、氏名又は名称及びその資力の状況
 - 六 督促の内容及び催告した年月日
 - 七 担保の種類及びその内容
 - 八 訴訟代理人の住所及び氏名
 - 九 その他必要な事項
- 一部改正〔昭和三十九年規則二六号・平成二五年五八号〕

(債権の申立て)

第十条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、次に掲げる事由が生じたことを知った場合において、法令の規定により、県が債権者として配当の要求その他債権の申立てをすることができるときは、当該債権を保全するに足る担保が提供されている場合その他当該債権の保全上支障がないと認められる場合を除くほか、遅滞なく、そのための手続をとらなければならない。

- 一 債務者が強制執行を受けたこと。
 - 二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - 三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。
 - 四 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
 - 五 債務者の財産について、企業担保権の実行手続の開始があつたこと。
 - 六 債務者について、相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認したこと。
 - 七 債務者である法人が解散(合併による解散を除く。)したこと。
 - 八 第四号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
- 2 債権管理機関の長は、前項の規定により配当の要求その他債権の申立てをしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要なものを具して知事の決裁を受けなければならない。
- 一 配当の要求その他債権の申立てを必要とする理由及びその内容
 - 二 第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
 - 三 その他必要な事項
- 一部改正〔平成一六年規則七七号・二五年五八号〕

(その他の保全措置)

第十一条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権を保全するため、法令その他の規定又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じて増担保若しくは保証人の変更その他担保の変更を求める手続をしなければならない。

- 2 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権を保全するため必要があるときは、次に掲げる措置をとるため必要な手続をしなければならない。
- 一 仮差押又は仮処分
 - 二 債権者代位権の行使
 - 三 詐害行為取消権の行使
- 3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権が時効によつて消滅するおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとる手続をしなければならない。ただし、第十七条の規定により徴収停止の手続をとつた債権については、この限りでない。
- 4 債権管理機関の長は、第二項各号に掲げる措置及び前項に規定する時効中断の措置(債務者の承認を求める措置を除く。)をとろうとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを具して、知事の決裁を受けなければならない。
- 一 当該措置を必要とする理由及びその内容
 - 二 第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
 - 三 訴訟代理人の住所及び氏名
 - 四 その他必要な事項
- 一部改正〔平成二五年規則五八号〕

(担保の種類)

第十二条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権を保全するため担保の提供を求める場合において、法令その他の規定又は契約に別段の定めがないときは、次に掲げるもののうちから担保を提供させなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることもつて足りる。

- 一 国債、地方債、知事が確実と認める社債その他の有価証券及び預金証書
 - 二 土地、建物、立木、船舶、自動車、建設機械及び機械器具
 - 三 工場財団、鉱業財団及び漁業財団
 - 四 銀行その他確実な金融機関による支払保証
- 2 前項本文の場合においては、同項第一号に掲げる物件については、質権又は譲渡担保を、同項第二号又は第三号に掲げる物件については、譲渡担保又は抵当権を設定させるものとする。
- 3 第一項第一号の国債、地方債及び預金証書の担保の価格は、その額面金額とし、同号の社債その他の有価証券の担保の価格は、時価の八割に相当する金額とする。
- 一部改正〔昭和六〇年規則三四号・平成二五年五八号〕

(保証人の資格)

第十三条 債権を保全するため保証人をたてさせる場合は、次の各号の一に該当する資格を有するものでなければならない。

- 一 相当の固定資産を有する者
 - 二 固定した収入をもつて独立の生計を営む者で知事が適当と認めたもの
- (担保の保全)

第十四条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、当該担保権の設定について登記又は登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第十五条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、履行期限を繰り上げる手続をするとともに、履行の請求をする手続をしなければならない。ただし、第十八条第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 債権管理機関の長は、前項の規定により履行期限を繰り上げようとするときは、次に掲げる事項を具して、知事の決裁を受けなければならない。
- 一 履行期限を繰り上げようとする理由
 - 二 第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
 - 三 その他必要な事項

3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で債権管理簿に記載されているものについて履行期限が繰り上げられたときは、直ちに、債権管理簿にその理由その他必要な事項を記載しなければならない。

(相殺)

第十六条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、法令の規定により、当該債権と相殺することができる県の債務があることを知つたときは、当該債務が当該債権管理機関の所掌に属する事務又は事業に係るものであるときにあつては、遅滞なく、相殺の手続をとり、当該債務が他の課又は地方機関の所掌に属する事務又は事業に係るものであるときにあつては、直ちに、当該他の課又は地方機関の長に対し別記様式第三号による要求書により相殺の手続をとるべきことを要求しなければならない。ただし、相殺することが著しく公益を害するおそれがあるときは、この限りでない。

2 課又は地方機関の長は、その所掌に属する支払金に係る債務について前項の要求があつたときは、遅滞なく、相殺の手続をとるとともに、別記様式第四号による通知書によりその旨を当該債権に係る債権管理機関の長に通知しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則三八号・一三年三四号・二〇年二五号〕

(徴収停止)

第十七条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、第八条の措置をとつた後、相当の期間を経過してもなお当該債権が完全に履行されない場合において、当該債権について、次の各号の一に該当する理由があり、かつ、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、以後当該債権についての取立てに関する事務をすることを要しないものとして徴収停止の手続をするものとする。

一 法人である債務者が、その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

三 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合において、優先債権等がそのこえたと認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。

四 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の全額の合計額をこえないと見込まれるとき。

五 債権の履行の請求又は保全の措置をとつた後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなつた場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

六 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

2 債権管理機関の長は、前項の規定により徴収停止をしようとするときは、次に掲げる事項を具して、知事の決裁を受けなければならない。

一 徴収停止をしようとする理由

二 第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項

三 その他必要な事項

3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、徴収停止の措置がなされた後、事情の変更等により、その措置を維持することが不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめる手続をしなければならない。

4 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で債権管理簿に記載されているものについて徴収停止の措置がなされたときは、当該債権の徴収停止の理由等必要な事項を債権管理簿に記載し、及び当該債権について、徴収停止措置のとりやめその他の異動があつたときは、当該徴収停止のとりやめその他の異動の内容を債権管理簿に記載しなければならない。

一部改正〔昭和三九年規則二六号〕

第四章 債権の内容の変更及び免除

全部改正〔昭和三九年規則二六号〕

(履行期限の延長)

第十八条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権の債務者からの書面による履行延期の申請があり、かつ、当該債権について次の各号の一に該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約等の手続をするものとする。この場合においては、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について、災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、履行期限後においても前項の規定による履行期限を延長する特約等の手続をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞違約金等は徴収するものとする。

3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権の履行期限の延長を希望する債務者に、別記様式第五号による履行延期申請書を提出させなければならない。

4 債権管理機関の長は、債務者から前項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、第一項各号に掲げる場合の一に該当するときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を具し、当該申請書を添付して知事の決裁を受けなければならない。

一 履行延期を必要とする理由

二 第九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項

三 債務者の住所及び氏名又は名称並びにその資力の状況

四 延長に係る履行期限

五 延長に伴う担保の明細及び利息の額

六 分納させる場合は、分納の期日及びその額

七 その他必要な事項

5 債権の履行延期の特約等に係る債務者に対する承認については、別記様式第六号による承認通知書によつて通知するものとする。

6 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で債権管理簿に記載されているものについて履行延期の特約等がなされた場合は、債権管理簿に延長された履行期限及び必要な事項を記載しなければならない。

一部改正〔昭和三九年規則二六号・平成二五年五八号〕

(履行期限を延長する期間)

第十九条 履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限(当該債権の履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該特約等をする日)の翌日から起算して五年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約等をする目的を十分に達することができなときその他特別の事情があるときは、五年をこえて定めることができる。

一部改正〔平成二五年規則五八号〕

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について履行延期の特約等をする場合は、第十二条に定める担保を提供させなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 債権金額が十万円未満である場合

二 履行延期の特約等をする債権が、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

三 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

四 既に十分な担保が付されている場合

2 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について履行延期の特約等をする場合は、当該履行延期をする期間の日数に応じ、当該履行延期の特約等に係る債権の額につき次項に定める割合による利息(以下「延納利息」という。)を付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十八条第一項第一号に該当する場合

- 二 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなつているものである場合
- 三 履行延期の特約等をする債権が延滞違約金等に係る債権である場合
- 3 前項の規定により付する延納利息の率は、年五パーセントの割合とする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その率によることが著しく不相当である場合は、その率を下回る率によることができる。
- 4 債権管理機関の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付することとすることができる旨の条件を付するものとする。
- 5 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について、履行延期の特約等をする場合は、次に掲げる場合を除くほか、債務名義を取得するため必要な手続をとらなければならない。
 - 一 履行延期の特約等をする債権につき既に債務名義がある場合
 - 二 第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合
- 6 前項各号に掲げる場合のほか、債権管理機関の長は、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者が当該費用及び債権金額をあわせて支払うことができることとなるときまで、債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。
 - 一部改正〔昭和四五年規則六四号・平成二五年五八号〕

(履行延期の特約等に付する条件)

- 第二十一条 履行延期の特約等をする場合において、債務者が次の各号の一に掲げる場合に該当するときは、その延長された履行期限を繰り上げることの条件を付するものとする。
- 一 債務者が、県の利益を害する行為をしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - 二 当該債権の金額を分割して履行期限を延期する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
 - 三 第十条第一項各号の一に該当する理由が生じたとき。
 - 四 債務者が履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。
 - 五 その他債務者が資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不相当となつたと認められるとき。
- 一部改正〔平成二五年規則五八号〕

(免除)

- 第二十一条の二 債権管理機関の長は、第十八条の規定により当該債権管理機関の管理に属する債権の債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞違約金等を免除するための手続をとるものとする。
- 2 前項の規定は、第十八条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態であることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件とするものとする。
 - 3 債権管理機関の長は、前二項の規定により債権又はこれに係る延滞違約金等の免除をしようとするときは、次に掲げる事項を具して知事の決裁を受けなければならない。
 - 一 免除しようとする理由
 - 二 第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
 - 三 その他必要な事項
 - 4 債権の免除に係る債務者への通知については、別記様式第七号による免除通知書によつてするものとする。
 - 5 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で債権管理簿に記載されているものについて免除の措置がなされた場合は、債権管理簿に免除の理由及び必要な事項を記載しなければならない。
 - 追加〔昭和三九年規則二六号〕、一部改正〔平成二五年規則五八号〕

第五章 雑則

(債権の消滅)

- 第二十二条 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権で債権管理簿に記載されているもの(電子計算組織により管理する債権を除く。)についてその全部又は一部の消滅を確認したときは、直ちに、債権管理簿に記載しなければならない。
- 一部改正〔昭和四六年規則四五号〕

(管理事務の合議)

- 第二十三条 次に掲げる場合においては、債権管理機関の長は、財政課長に合議しなければならない。
- 一 第六条第一項ただし書の規定により、電子計算組織により管理する債権について別に債権管理簿の様式を定めようとするとき、又はこれを改めようとするとき。
 - 二 第九条第一項各号に掲げる措置をとろうとするとき。
 - 三 第十条の規定により、配当の要求その他債権の申立てをしようとするとき。
 - 四 第十一条第二項各号に掲げる措置又は同条第三項の規定により時効中断の措置をとろうとするとき。
 - 五 第十五条の規定により、履行期限を繰り上げようとするとき。
 - 六 第十七条の規定により債権の取立てに関する事務を停止しようとするとき。
 - 七 第十八条の規定により、履行期限の延長の特約等をするとき。
 - 八 第二十一条の二の規定により債権又はこれに係る延滞違約金等を免除しようとするとき。
- 一部改正〔昭和三九年規則二六号・四六年四五号・平成一三年三四号・二〇年二五号・二五年五八号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和三十七年九月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に債権管理機関において債権の管理のために使用している第六条第一項に規定する債権管理簿に相当する帳簿の様式で、知事の指定するものは、同項の規定による様式とみなし、当該様式による帳簿は、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(昭和三九年四月一日規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年四月一日規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和四五年七月一日規則第六四号抄)

(広島県債権管理事務取扱規則の一部改正)

- 第一条 広島県債権管理事務取扱規則(昭和三十七年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第十三条 第一条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定による改正後の規則に定める利息、延滞料、損害賠償金、違約金、延滞利子、延滞金、延滞償金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則(昭和四五年七月一日規則第六四号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和四六年五月一四日規則四五号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和四八年四月一日規則第二六号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和四九年六月五日規則第六〇号)
 この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則(昭和五一年四月一日規則第二二号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和六〇年四月一日規則第三四号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成五年一月二四日規則第八九号)
この規則は、平成六年四月一日から施行する。(後略)
- 附 則(平成一〇年四月一日規則第二八号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成一二年四月一日規則第三八号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成一三年四月一日規則第三四号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
附 則(平成一六年一月二八日規則第七七号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。
附 則(平成一八年四月一日規則第二三三号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成二〇年四月一日規則第二五号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
附 則(平成二三年四月一日規則第一八号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成二四年四月一日規則第三二二号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成二五年一月二六日規則第五八号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行前にされた第二条の規定による改正前の広島県債権管理事務取扱規則第十八条第一項の規定による履行延期の申請であって、この規則の施行の際現に承認又は不承認の決定がされていないものについては、なお従前の例による。
- 別記様式第1号(第6条関係)

(表)

債権管理簿

債権の確認年月日		平成 年 月 日		氏名 (名称)		住所		債権の種類							
元本債権金額		Y		納付方法 一括払、分割払、 年賦、半年賦、月賦		期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		一回の金額		Y		回数	
回数	指定納期	納付書 番号	元 金額	本 弁済 年月日	利 金額	息 弁済 年月日	延滞 金額	延納 利息	備考	連 帯 保 証 人					
										氏 名 (生年月日)					
										住 所					
										職 業 勤 務 先					
										月 収					
										債 務 者 との関係					
										記					
										事					

債権管理簿

(裏)

延納代金に 対する利率		年 パーセント		延滞に係る 利 率		年 パーセント		世帯構成の概況		資 産 の 状 況		記 事	
徴 取 停 止 措 置	平成 年 月 日	④	欠 損 処 分 措 置	平成 年 月 日	④	続柄、年令、職業、収入		固定資産		(債務名義、債権の申立、免除の理由、時効等)			
強 制 履 行 手 続	平成 年 月 日	④	履 行 延 期 の 特 約	平成 年 月 日	④			流動資産					
抵 当 権 設 定 登 記	平成 年 月 日		抵 当 権 抹 消 登 記	平成 年 月 日									
免 除 措 置	平成 年 月 日	④	履 行 期 限 の 繰 り 上 げ	平成 年 月 日	④								
担 保	種 類 ま た は 名 称	不 動 産 (動 産) の 所 在 地		数 量	評 価 額	先 順 位 又 は 同 順 位 者 及 び 債 権 額		保 険 会 社 名	契 約 金 額	証 券 記 号 番 号	質 権 設 定 年 月 日	契 約 期 間	
	年 月 日	()	()	()	()			記 事					

注

- 本簿は債務者ごとに調製し、債権が消滅するまで使用するものとする。
- 「債権の確認年月日」の欄は、債権管理機関において当該債権について記載するときの年月日を記入するものとする。
- 「債権の種類」の欄は、当該債権に係る歳入の予算科目の目又は節を記入するものとする。
- 「指定納期」の欄「元本金額」の欄及び「利息金額」の欄は、納付の方法により当該債権につき最初に調査確認したとき、記入するものとする。
- 「納付書番号」の欄は、納付書の発行控等により調査のうえ記入するものとする。
- 「弁済年月日」の欄及び「弁済金額」の欄は、弁済を確認したつど一連に記入するものとする。
- 「延滞違約金」の欄及び「延納利息」の欄は、それぞれ徴収する理由が生じたとき、金額を記入するものとする。
- 「備考」の欄は、履行延期の特約等による履行期限及び金額又は延納の期間、延滞に係る日数その他履行につき参考となるべき事項を記入するものとする。
- 裏面の「記事」の欄は、督促状の発付、債務者の履行状況、訪問者または面接した事項等につき記入し、債権管理機関の長の認印をうけること。
- その他の欄は、当該債権につき必要が生じたとき、記入するものとする。
一部改正〔昭和39年規則26号・45年64号・平成5年89号・12年38号・13年34号・25年58号〕

様式第2号 削除
削除〔平成25年規則58号〕
様式第3号(第16条関係)

平成 年 月 日

〔債務に係る事務又は事業を所
掌する課又は地方機関の長〕 様

(債権管理機関の長)

相 殺 要 求 書

1 債権の概要

- (1) 債務者の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 債権の種類及び金額
- (3) 現在までの経緯及び措置状況

2 相殺することができる債務金額
一部改正〔平成5年規則89号・12年38号・13年34号・20年25号・25年58号〕
様式第4号(第16条関係)

平成 年 月 日

(債権管理機関の長) 様

〔債務に係る事務又は事業を所
掌する課又は地方機関の長〕

相 殺 済 通 知 書

- 1 債権金額
(平成 年 月 日付け相殺要求書による。)
- 2 相殺した債務の種類及び金額
- 3 差引残額
- 4 相殺年月日
一部改正〔平成5年規則89号・12年38号・13年34号・20年25号・25年58号〕
様式第5号(第18条関係)

履 行 延 期 申 請 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

債務者
住所
氏名

㊦

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

次の債務について、次の事項により履行期限を延期してください。

1 債務の概要

(1) 債務者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 元本債務金額

(3) 債務の発生の原因

2 履行期限を延期しなければならない理由

3 延長された後における履行期限及び延納利息

(1) 履行期限

履行金額

年 月 日 円

年 月 日 円

(2) 履行延期の申請の承認の日から付すべき延納利息

利 率

年 パーセント

4 県において指示し、又は請求があつたときは、なんら異議の申立てをせず、忠実に履行すること。

5 (その他の事項)

注 1 この様式中必要としない事項は省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

全部改正〔平成25年規則58号〕

様式第6号(第18条関係)

履 行 延 期 承 認 通 知 書

第 号
平成 年 月 日

(債務者の氏名又は名称) 様

広島県知事 印

年 月 日付で申請のあつた次の債権に関する履行期限の延期については、
次のとおり承認します。

1 債権の概要

(1) 債務者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 債権金額

(3) 債権の発生原因

2 承認の条件

(1) 延長する履行期限及び延納利息

履行期限	履行金額
年 月 日	円
年 月 日	円
延納利息	年 パーセント

(2) 次に掲げる場合には、延長された履行期限を繰り上げることがある。

ア 債務者が県の利益を害する行為をしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

イ 分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ウ 県が債権者として配当の要求その他債権の申立てをする必要があると認めるとき。

エ その他債務者の資力の状況その他事情の変更により、当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認めるとき。

(3) (この債権を保全するため別に定める事項)

注 1 この様式中必要としない事項は省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

全部改正〔平成25年規則58号〕

様式第7号(第21条の2関係)

免 除 通 知 書

第 年 月 日
平成

(債務者の氏名又は名称) 様

広島県知事 印

次の債権については、年 月 日付けで免除したので通知します。

- 1 債務者の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- 2 債権金額
- 3 債権の発生原因

なお、この免除措置は、あなたの への貸付金に係る債権が免除されることを条件とするものです。

- 注 1 第三者への貸付金に係る債権以外の債権に係る免除については、この様式中なお書き以下を省略するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
全部改正〔平成25年規則58号〕